平成２３年（フ）第７４号
宮崎県都城市菓子野町10337番地３
債務者　永山　武信
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第８１号
宮崎県都城市都島町200―１―206、住民票上の住所宮崎県都城市蓑原町2338番地９
債務者　徳田　芳士
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第３３号
鹿児島県奄美市名瀬幸町14番11号
債務者　中原健太郎
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第３８号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町15番10号　アパートサカイ202号
債務者　福原　福光
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第４１号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町15番12号
債務者　勝久留美子（旧姓里）
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第６３号
北海道小樽市住吉町７番14号、前住所静岡県伊豆市修善寺3438番地の１　あさば寮102
債務者　松本　利香
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第８１号
北海道小樽市銭函１丁目37番18号
債務者　西川　　澄
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第２０５号
岩手県八幡平市大更第18地割162番地２　晴山貸家Ａ棟、旧住所岩手県八幡平市大更第18地割88番地147　雇用促進西根宿舎２―203号
債務者　菅原扶美子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２１１号
盛岡市山王町３番17号　ビュー山王Ｃ207号
債務者　上端　ゆか
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３６号
宮城県角田市神次郎字寺25番地３
債務者　八島　　郁
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１６号
秋田県にかほ市象潟町字鳥の海６番地29
債務者　高橋　和徳
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第４号
福島市伏拝字大杉24番地の１
債務者　安齊　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第７７号
福島市蓬莱町６丁目18番14号、従前の住所福島市南向台１丁目27番地の５
債務者　物江　　諭
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１１９号
金沢市糸田２丁目185番地　ウェルネスガーデン305号室
債務者　中野　順子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１５０号
石川県河北郡津幡町字上大田ル23番地、従前の住所金沢市新神田１―10―148
債務者　岡田　和幸
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１５７号
金沢市窪７丁目281番地　ヴィアーレ伏見台601号室、従前の住所金沢市富樫２丁目４番27号
債務者　柳田智惠子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４８号
山梨県中央市西花輪194番地７　神田住宅７
債務者　清水　直美
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係